

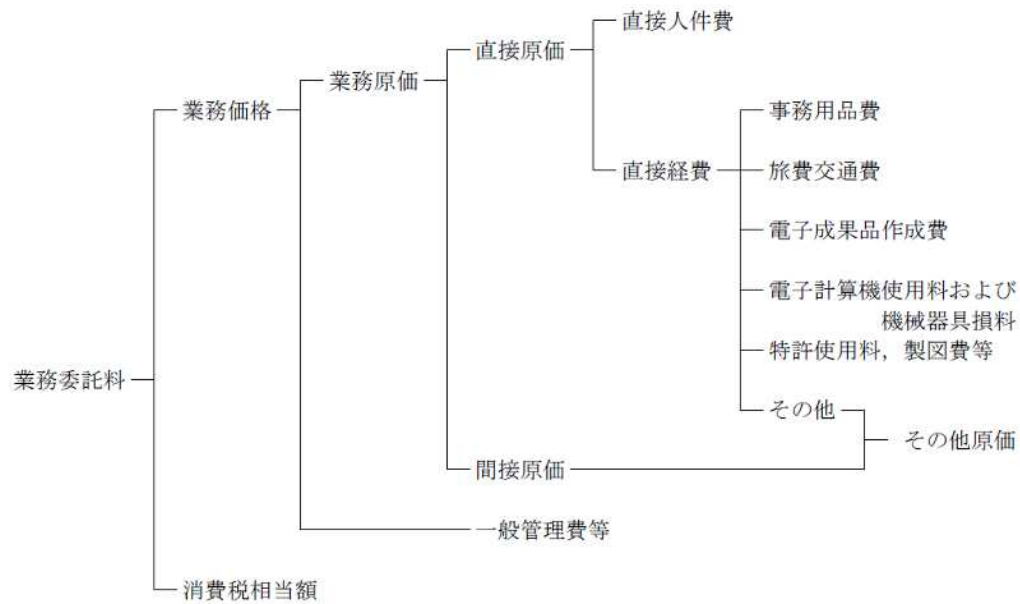
工事積算補助業務委託積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、福岡県県土整備部が、建設コンサルタントに委託する土木事業に係る工事積算補助業務の委託料の積算のみに適用する。

2. 業務委託料

2-1 業務委託料の構成



2-2 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接費

① 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。（設計協議、現地調査における技術者の基準日額を含む。）

② 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費で次に掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費・交通費
- c. 電子成果品作成費
- d. 電子計算機使用料および機械器具損料
- e. 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

① 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(3) 一般管理費等

建設コンサルタントにおける経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

① 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタントの当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、建設コンサルタントを継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(4) 業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

3. 積算基準

3-1 直接人件費

(1) 設計協議 (WI391100)

設計協議は、技師 (A)、技師 (B) 各 1 名とし、1 回 0.5 日として、協議回数は、当初と成果品納入時の 2 回を標準とする。

ただし、地理的条件、業務内容により上記協議回数で不足が生じると判断される場合は、中間打合せを別途計上する。

(2) 歩掛

標準歩掛 (WI391103)

種別 \ 区分	直接人件費			
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	0.6	0.6		
図面作成		0.5		1.0
数量算出		0.5	0.6	
積算		1.1	2.8	3.8
照査	0.5			
計	1.1	2.7	3.4	4.8

- 注) 1. 本表は、積算補助業務を単独で委託する場合に適用する。
2. 工事費 10,000 千円を超え、30,000 千円以下の道路改良工事を対象とした標準歩掛である。
- よって工事費、工種による補正率は、表-1、表-2により次式で算出する。
- $$X = (1 + X1) \times (1 + X2)$$
3. 全体金額把握のための予備積算（電算による設計書のみ）については、上記 X に 0.3 を乗じるものとする。
4. 数量分割や類似などによる設計書については、上記 X に $(0.7 \times (1 + n)) + 0.3$ を乗じるものとする。
- n：数量分割・類似の数（基本設計書の数は含まない）
5. ただし、これにより難しい場合は、別途考慮することができる。

標準歩掛の業務の項目における作業内容は以下のとおりである。

1) 設計計画

① 現地調査

現地調査を行い、積算に用いる積算条件等について確認する。

② 計画

工事の発注方針、設計成果、現場条件等を踏まえ、工事の施工計画（作業工程、安全対策等）を整理、検討する。

2) 図面作成

工事発注範囲に合わせ、貸与資料を基に、必要な加工、追加等を行い、工事発注図面を作成する。

3) 数量算出（数量総括表及び数量計算書の作成）

工事発注範囲に合わせ、貸与資料の数量計算書を基に必要な加工、追加等を行い、数量総括表及び数量計算書を作成する。ただし、応力計算、安定計算等は含まない。

4) 積算（積算根拠資料作成及び設計額の算定）

土木工事標準積算基準書等の積算基準類を基に適用する歩掛、単価の条件の整理を行い、必要に応じて見積りの徴取補助又は資料の整理を行う。

積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の設定を行い、「設計積算システム」へデータ入力を行う。

データ入力後、設計積算システム出力様式、工事発注図面、数量総括表、積算根拠資料等を取りまとめ、工事発注図書として整理する。

5) 照査

工事発注図書と各種諸条件等との整合、並びに単価・歩掛の適用や数量の計上が適切であるかの照査を行う。また、総合的な観点から全体的な照査を行う。

表-1 工事費による補正率 (X1)

工事費 (千円) a	補正率 (X1)
$a \leq 5,000$	-60%
$5,000 < a \leq 10,000$	-40%
$10,000 < a \leq 30,000$	0%
$30,000 < a \leq 50,000$	40%
$50,000 < a \leq 100,000$	100%
$100,000 < a \leq 200,000$	150%
$200,000 < a \leq 300,000$	200%
$300,000 < a \leq 400,000$	250%
$400,000 < a \leq 500,000$	290%
$500,000 < a$	別途考慮

表-2 工種による補正率 (X2)

工 種	補正率 (X2)
河川	10%
河川・道路構造物	10%
海岸	10%
道路改良	0%
鋼橋架設	0%
PC 橋	0%
舗装	-30%
共同溝等	0%
トンネル	20%
砂防 (流路工)	10%
砂防 (堰堤工)	-50%
地すべり	-50%
急傾斜地崩壊防止施設	-30%
道路維持	-30%
河川維持	-30%
下水道	0%
公園	-30%
コンクリートダム	20%
フィルダム	20%
電線共同溝	0%

※橋梁保全工事については、内容によって「河川・道路構造物」又は「鋼橋架設」を選定する

なお、工種による補正率(X2)は上記を標準とするが、作業内容により、難易度による補正を行うことができる。

3-2 直接経費

業務処理に必要な経費として計上すること。

① 旅費交通費

設計協議に要する旅費交通費の積算は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)
直接人件費の 0.63%	244

(注) 旅費交通費の率は、設計協議、現地調査等に要する費用とする。

② 電子成果品作成費

電子成果品作成費 (千円) = $5.1 \times x^{0.38}$

ただし、 x : 直接人件費 (千円)

- (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。
2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は、千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。
3. 電子成果品作成費の上下限については、上限 : 250 千円、下限 : 20 千円とする。